

第 1 回

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関する ワーキング・グループ

厚生労働省説明資料

都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果

1. 調査内容

(1) 概要

旧優生保護法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条、第12条に基づき実施された優生手術について、調査時点で都道府県等が保有する資料や記録について、以下の1～3の調査を実施した。

調査1：旧優生保護法等において、作成・提出等が定められている資料の保有状況

調査2：調査1で回答した資料の内容等を総合して把握できた、優生手術の申請、審査、手術実施の件数

調査3：その他、旧優生保護法に関して保有している資料（統計、白書、通知、事務連絡等）

(2) 調査対象等

対象機関：都道府県、保健所設置市、特別区（150自治体）における行政機関（本庁、公文書館、保健所等）が保有する資料や記録等。

対象期間：旧優生保護法が施行されていた昭和23年から平成8年まで。

調査実施時期：平成30年4月25日から平成30年6月29日まで。

※締め切り後、公表までに追加で報告があったものは反映。

2. 調査結果の概要 ※括弧内は、個人が特定できる件数。

(1) 優生手術の申請数（4条、12条）

4条	12条	不明	計
3,456 (3,437)	759 (657)	1,851 (1,072)	6,066 (5,166)

(2) 審査の結果、優生手術が「適」とされた件数（4条、12条）

4条	12条	不明	計
3,261 (3,255)	699 (635)	1,716 (995)	5,676 (4,885)

(3) 実際に手術を行った件数（3条、4条、12条）

4条・12条				3条	計
4条	12条	不明	計		
3,002 (1,833)	612 (174)	1,373 (1,026)	4,987 (3,033)	1,709 (0)	6,696 (3,033)

3. 調査結果

総括表1：調査全体の件数

総括表2：各都道府県、保健所設置市、特別区別の件数

第3条：本人の同意に基づいた優生手術

第4条：本人・保護者の同意によらず、優生保護審査会で審査・決定される優生手術

第12条：保護者の同意があった場合、優生保護審査会で審査・決定される優生手術

厚生労働省等における旧優生保護法関係資料の調査結果

I 調査内容

1 対象機関

厚生労働省内部部局（地方厚生局を含む。）及び施設等機関等（国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立ハンセン病資料館、重監房資料館、国立公文書館）

2 対象資料

旧優生保護法が施行されていた昭和23年～平成8年の優生手術に関する資料

II 調査結果の概要

○ 保有が確認された資料は合計250件。主な内容は以下のとおり。

① 通知及び事務連絡：20件

（主な内容：法令改正に伴いその内容を周知する通知、優生手術の届出に関する通知、優生手術費交付金の国庫負担に関する通知 等）

② 地方自治体からの疑義照会及び回答：60件

（主な内容：優生手術の対象疾患の範囲、都道府県優生保護審査会の運営、優生手術の対象者（年齢、本人の遺伝歴等）の考え方、優生手術の費用負担等に関する疑義及びその回答 等）

③ 中央優生保護審査会又は公衆衛生審議会優生保護部会に関する資料：16件

（主な内容：中央優生保護審査会の委員名簿、部会資料、議事録 等）

④ 厚生科学研究報告書：5件

（主な内容：優生手術に関する厚生科学研究の報告書）

⑤ 旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料：37件

（主な内容：旧優生保護法改正に係る論点・検討課題として、「目的規定（優生思想）の見直し」、「法別表の指定疾患の見直し」、「強制不妊手術の廃止」、「任意不妊手術の原則禁止規定の削除」等の記載がある内部検討資料 等）

⑥ その他の資料：112件

（主な内容：関係団体からの要望書、陳情関係資料、優生保護指定医師研修会資料 等）

- なお、疑義照会等に添付されていた資料等から、個人の特定にあたって参考となる記録を 73 件分（うち、氏名がわかるものが 6 件、手術の実施が確認できるものが 3 件）確認している。

※官報の写し等の法令の条文、国会議事録、優生手術等の統計資料、新聞記事・書籍・学会誌等の写し等は調査結果から除いている。

※同一・同種の資料が複数存在する場合は 1 件として計上。

※資料は、国立公文書館において保管している 5 件を除き、厚生労働省において保管している。

※厚生労働省において保管している資料については、個人情報に該当する部分や、非公開での関係団体との面会における団体側の発言など、行政機関等情報公開法に照らして不開示とすべき情報をマスキングしたうえで、厚生労働省ホームページにおいて公開。

医療機関・福祉施設、保健所設置市以外の市町村における 優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果

1. 調査内容

(1) 概要

旧優生保護法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関し、医療機関、福祉施設及び保健所設置市以外の市町村における個人記録の保有状況について調査を実施した。

なお、本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認を求めたものではなく、調査時点において、調査対象機関が把握している範囲内の情報について（医療機関と福祉施設については任意で）回答を求めたものである。

(2) 調査対象等

対象機関：医療機関（病院、診療所）

福祉施設（障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、保護施設）

保健所設置市以外の市町村

調査実施時期：平成30年7月13日から平成30年9月21日まで。

※締め切り後、公表までに追加で報告があったものは反映。

2. 調査結果の概要

(1) 医療機関・福祉施設調査

	調査対象数	回答数 (回答率)	うち、個人記録がある と回答した施設数		うち、個人記録がある 可能性があると 回答した施設数
				人数	
医療機関	103,675	54,906 (53%)	54	609人	143
福祉施設	4,241	3,332 (79%)	121	843人	71
計	107,916	58,238 (54%)	175	1,452人	214

(2) 保健所設置市以外の市町村調査

	調査対象数	回答数 (回答率)	うち、個人記録がある と回答した市町村数		うち、個人記録がある 可能性があると 回答した市町村数
				人数	
保健所設置市 以外の市町村	1,638	1,638 (100%)	18	151人	2

※「個人記録がある可能性がある」の判断基準例

- ・法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・優生手術の実施や個人記録の存在について職員や施設入所者等の記憶又は証言がある場合

3. 調査結果

総括表1：都道府県、指定都市、中核市別の件数（医療機関・福祉施設調査）

総括表2：優生手術に関する個人記録の保有状況（医療機関・福祉施設調査）

総括表3：都道府県別の件数（保健所設置市以外の市町村調査）

総括表4：優生手術に関する個人記録の保有状況（保健所設置市以外の市町村調査）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する 立法措置について（基本方針案）

1 前文

- (1) 昭和23年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成8年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- (2) 今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、障害や疾病の有無によって分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて努力を尽くす決意を新たにしているものである。
- (3) ここに、国としてこの問題に今後誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、対象者に対する一時金の支給に関し必要な事項を定めるため、この法律を制定する。

2 対象者

次に掲げる者であって、この法律の施行の日において生存しているもの

- ① 旧優生保護法第2章の規定により優生手術（同法第2条第1項に規定する優生手術をいう。）を受けた者（同法第3条第1項第4号又は第5号に規定する者に該当することのみを理由として、同項の規定により優生手術を受けた者を除く。）
- ② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間（昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間）に、本人又は配偶者が旧優生保護法に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等を理由として、生殖を不能とすることを目的とする手術又は放射線の照射を受けた者

3 一時金の支給

- (1) 対象者には、一時金を支給する。一時金の額は、一律とする。

※ 一時金の具体的な額は、諸外国の例等も参考に引き続き検討し、法律案を提出するまでの間に決定する。

- (2) 対象者が、4(1)の一時金の請求をした後に死亡した場合であって、その者が受けるべき一時金があるときは、その者の配偶者等で死亡時に生計同一であった遺族に支給し、遺族がないときは相続人に支給する。

4 権利の認定

- (1) 一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- (2) 厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事を経由して請求を行うことができる。
- (3) 請求は、この法律の施行の日から起算して5年以内に行わなければならない。
この請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、請求があったときは、優生手術に関する記録に当該請求に係る事実の記録がある場合を除き、当該事実があったかどうかに関し旧優生保護法一時金支給認定審査会〔仮称〕（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。
- (5) 認定審査会は、厚生労働省に置かれるものとし、医学、法律学、障害者福祉等に関する専門的知識を有する者で構成する。
- (6) 認定審査会は、(4)の審査において、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、医師の所見その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。

※ 参考とする資料の例

- ・ 本人及び家族の証言
- ・ 処置をした医師、福祉施設職員その他の関係者の証言
- ・ 手術痕等についての医師の診断書
- ・ 不妊手術等を受けたとする時期に請求者が旧優生保護法に規定する疾病に罹患し、又は障害を有していたことを示す資料

- (7) 厚生労働大臣は、(4)により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。
- (8) 厚生労働大臣及び認定審査会並びに都道府県知事は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (9) 認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。

5 周知等

- (1) 国は、この法律の趣旨について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、国民に対し一時金の支給を受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために一時金の支給に関する制度の周知を適切に行

うとともに、一時金の支給の請求に関し利便を図るための相談支援の業務その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。この場合において、対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

※ 具体的な周知等の措置のイメージ

- ・ 障害福祉サービスの認定、障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 行政による相談窓口の設置
- ・ 弁護士会、医療関係者等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施
- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての申請の呼びかけ

6 その他

一時金については、公租公課を課することができない。

※ 優生手術等に関する調査の在り方については、法律案を提出するまでの間に検討する。